同(1)の(五)中「区分二」の下に「（区分省令第一条第三号に掲げる区分二をいう。以下同じ。）」を加え、「六、二九〇単位」を「六、三二〇単位」に改め、同(1)の(六)中「区分一」の下に「（区分省令第一条第二号に掲げる区分一をいう。以下同じ。）」を加え、「五、五四〇単位」を「五、五七〇単位」に改め、同(1)の(七)中「一一、四八〇単位」を「一一、五四〇単位」に改め、同ホの(2)の(一)中「一二、〇八〇単位」を「一二、二〇〇単位」に改め、同(2)の(二)中「一五、三五〇単位」を「一五、四三〇単位」に改め、同(2)の(三)中「九、五九〇単位」を「九、六四〇単位」に改め、同(2)の(四)中「五、一〇〇単位」を「五、一二〇単位」に改め、同(2)の(五)中「三、四七〇単位」を「三、四八〇単位」に改め、同(2)の(六)中「一二、六八〇単位」を「一二、六九〇単位」に改め、同(2)の(七)中「八、六二〇単位」を「八、六六〇単位」に改め、同ホの(3)中「一九、四四〇単位」を「一九、五四〇単位」に改め、同ホの(4)中「経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費を算定される者」を「経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費を算定される者（区分一に該当する者を除く。）」に改め、同(4)の(一)中「九、七六〇単位」を「九、八一〇単位」に改め、同(4)の(二)中「六、五一〇単位」を「六、五四〇単位」に改め、同(4)の(三)中「四、六六〇単位」を「四、六八〇単位」に改め、同(4)の(四)中「三、六九〇単位」を「三、七一〇単位」に改め、同号ヘ中「共同生活介護サービス費の」を「共同生活援助サービス費の」に、「共同生活介護サービス費又は」を「共同生活援助サービス費又は」に、「第16の1の共同生活援助サービス費」を「第15の1の2の外部サービス利用型共同生活援助サービス費」に、「二、一一〇単位」を「二、一二〇単位」に改め、同号ト中「共同生活介護サービス費」を「共同生活援助サービス費」に改め、同トの(1)中「心身の状態」を「支援の度合」に改め、同(1)の(一)中「一一、九二〇単位」を「一一、九八〇単位」に改め、同(1)の(二)中「八、六六〇単位」を「八、七〇〇単位」に改め、同(1)の(三)中「六、七七〇単位」を「六、八〇〇単位」に改め、同トの(2)中「心身の状態」を「支援の度合」に改め、同(3)の(一)中「一〇、五一〇単位」を「一〇、五六〇単位」に改め、同(3)の(二)中「七、二六〇単位」を「七、二九〇単位」に改め、同(3)の(三)中「五、三二〇単位」を「五、三四〇単位」に改め、同号チ中「共同生活介護サービス費」を「共同生活援助サービス費」に改め、同チの(1)中「八、四〇〇単位」を「八、四四〇単位」に改め、同チの(2)中「五、一四〇単位」を「五、一六〇単位」に改め、同チの(3)中「三、二五〇単位」を「三、二六〇単位」に改め、同号リの(1)中「一一、二七〇単位」を「一一、三三〇単位」に改め、同リの(2)中「共同生活介護サービス費を算定される者（ト及びチに掲げる者を除く。）及び経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費」を「共同生活援助サービス費を算定される者（ト及びチに掲げる者を除く。）」及び経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費」に、「三、〇九〇単位」を「三、一〇〇単位」に改める。

別表を次のように改める。

地域区分	割合
厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成十八年厚生労働省告示第五百三十九号）の第一号の表の上欄（以下「地域区分欄」という。）に掲げる一級地	千分の千九十九
地域区分欄に掲げる二級地	千分の千八十三
地域区分欄に掲げる三級地	千分の千七十二
地域区分欄に掲げる四級地	千分の千六十九
地域区分欄に掲げる五級地	千分の千六十八
地域区分欄に掲げる六級地	千分の千六十三
地域区分欄に掲げる七級地	千分の千六十
地域区分欄に掲げる八級地	千分の千五十九
地域区分欄に掲げる九級地	千分の千五十四
地域区分欄に掲げる十級地	千分の千五十
地域区分欄に掲げる十一級地	千分の千四十五
地域区分欄に掲げる十二級地	千分の千四十二
地域区分欄に掲げる十三級地	千分の千三十六
地域区分欄に掲げる十四級地	千分の千三十二
地域区分欄に掲げる十五級地	千分の千二十七
地域区分欄に掲げる十六級地	千分の千二十三
地域区分欄に掲げる十七級地	千分の千十八
地域区分欄に掲げる十八級地	千分の千十四
地域区分欄に掲げる十九級地	千分の千五
地域区分欄に掲げるその他	千分の千

○厚生労働省告示第百八十四号

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（平成二十五年厚生労働省令第百二十四号）の施行に伴い、及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める施設基準（平成十八年厚生労働省告示第五百五十一号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。

平成二十六年三月三十一日　　厚生労働大臣　田村　憲久

第二号の二イの(1)中「病院」の下に「（以下「病院」という。）」を加え、同号ロの(1)中「医療法第一条の五第一項に規定する」を削り、「同条第二項」を「医療法第一条の五第二項」に改め、「診療所」の下に「（以下「診療所」という。）」を加え、同号ハの(1)中「医療法第一条の五第一項に規定する」及び「同条第二項に規定する」を削る。

第二号の三を削る。

第三号イ中「第10の1」を「第9の1」に改め、同号ロ中「第10の2」を「第9の2」に、「第10の1」を「第9の1」に改め、同号ハ中「第10の11」を「第9の11」に改め、同ハの(4)中「医療観察法」を「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）（以下「医療観察法」という。）」に、「刑事施設」を「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第三条に規定する刑事施設（以下「刑事施設」という。）」に、「少年院」を「少年院法（昭和二十三年法律第百六十九号）第一条に規定する少年院（以下「少年院」という。）」に改め、同ハの(5)中「保護観察所、更生保護施設、指定医療機関又は精神保健福祉センター」を「更生保護法（平成十九年法律第八十五号）第二十九条に規定する保護観察所（以下「保護観察所」という。）、更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第七項に規定する更生保護施設（以下「更生保護施設」という。）、医療観察法第二条第三項に規定する指定医療機関（以下「指定医療機関」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第六条第一項に規定する精神保健福祉センター（以下「精神保健福祉センター」という。）」に改める。

第四号中「第12の1の3」を「第11の1の3」に、「第12の5」を「第11の5」に、「第12の5の9」を「第11の5の9」に、「第12の8」を「第11の8」に改める。